

## はじめに



日本看護協会常任理事松月みどり

看護は人の命に関わる責任を担う緊張度の高い仕事であるだけでなく，患者に関わる多職種のコ一 ディネート役を担うなど，看護職に求められる仕事 の水準も内容も，より高度に，複雑になっています。「患者さんのため」との使命感のもとで懸命に職務 に励んでいますが，その労働実態は過酷です。長時間労働や夜勤•交代制勤務の負担，さらに「感情労働に伴う心の疲れなど，心身の慢性的な疲労を抱 える看護職は少なくありません。

ですから，看護職の賃金が，この仕事にふさわし

い金額であるかどうか，また，職場の賃金制度が将来の生活設計を支えるに足るものであるかどうか は，私たち看護職にとって大切な問題です。

私たち看護職は，「お金のため」だけに働いている わけではありませんが，賃金とは私たちの仕事に対 する報酬であり，社会的な評価の指標の一つでも あります。私たちがやりがいを持って働き続けるた めにも，さらに，より多くの若者たちが看護の仕事を魅力的なものとして選んでくれるためにも，賃金の問題は避けて通れないのです。

そこで，看護職の賃金の現状を正しくご理解いた だくために，会員の皆さまに，2012年に実施した「病院勤務の看護職の賃金に関する調査•結果をご報告します。今回は特に「夜勤負担に対する評価•処遇」「管理職の処遇」「時間外手当の未払い」など に焦点を当て，データとともに解説します。詳細は本文に譲りますが，現在，看護職の労働の対価とし ての賃金には，その支給の実態についても，賃金制度の面からも，さまざまな課題があります。

日本看護協会は，2014年度事業で看護職の賃金のあり方とその改善に向けた活動の基本方針の検討に着手しています。看護職の賃金の問題は，

医療機関の経営と不可分であり，様々な制約を受 けていることは事実です。しかしその中でも，看護職にとってより納得感のある，やりがいにつながる賃金の水準と賃金制度の在り方について，会員な らびに関係者の皆さまと共に考えていきたいと思 います。
なお，大変残念なことですが，昨年秋，ひとりの新人看護職が過労によると思われる自殺をし，関連して，勤務先病院の不適切な労働時間管理が労働基準監督署の是正勧告を受けた，という報道が ありました。この病院だけでなく多くの看護現場 で，新人職員には時間外勤務をしても勤務時間の申請を認めない不文律がある，という話を聞きま す。また，「時間外勤務が長いのは実務能力が劣る からで，そのような職員に残業代を払うのは不公平 だ」という誤った認識が，時間外勤務を申請しにく い職場風土の背景にある場合もあります。新人看護職の健やかな成長のためにはその労働を正当 なものとして互いに認め合う組織文化が不可欠で す。命じられた業務の処理に時間がかかったため の時間外勤務を認めないことは明らかな法令違反 であり，事実であれば直ちに是正してください。

## 「2012年病院勤務の看護職の賃金に関する調査｣結果

本会が実施する初めての看謢職の賃金に関する調査として，病院勤務の本会会員1万人を対象とした「個人調査」と，全国の病院看護管理者を対象とした「施設調査」を実施しました。ここでは，調査の結果から看謢職の賃金処遇の現状や，改善のポイントなどについて紹介しています。

## 1．質金水準

## 平均賃金額

－フルタイム正規職員，非管理職の看護師の平均賃金額は，給与総額月額35万2，157円，基本給月額 25万4，583円（平均年齢36．1歳）
－看護師長，副看護師長，主任等相当職などの中間管理職及び監督職は，給与総額月額43万1，338円，基本給月額32万2，786円（平均年齢46．5歳）
－中途採用時の看護師経験年数に対して全て評価している病院は半分以下
－中途採用する非管理職の看護職の経験年数を すべて評価する病院は $46.0 \%$ ，一部評価する病院は48．6\％
－採用後の再評価を行っていない病院は74．8\％， その $48.3 \%$ が経験年数を一部評価，あるいは まったく評価していない



1（2）中途採用時の経験年数の評価
$(n=2,651)$



## 3．看護管理者の処遇

## －看護管理者の月額賃金

- 病院で最も高い看護職の基本給月額の平均は，看護部長42万7，573円，看護師長37万949円
- 看護師長と非管理職の基本給月額が逆転している病院が $14.7 \%$
- 病院内での同一職位のうち最も高い基本給月額（平均）



## －昇進の条件

－上位職への昇進条件は，能力評価，上司の推薦に続いて，ポスト の空きが52．5\％

C昇進条件（ $n=2,651$ 複数回答）


## 4．専間看護師•認定看護皈の処遇

## －専門看護師•認定看護師の賃金処遇が

未整備の病院は半分以上－専門看護師に対して，賃金表の等級や号俸を上げる，あるいは上位職の等級に昇格させる など賃金表上で評価していない上に，手当の ない病院は61．4\％
－認定看護師では54．8\％


専門看護師•認定看護師の賃金処遇


## 5．夜勸处遇

## －夜勤手当の主な支払方法

- 深夜割増賃金と別に定額の夜勤手当を支払う病院は42．3\％
- 深夜割増賃金を含めて定額の夜勤手当を支払う病院は46．1\％
- 夜勤手当の支払い方法

（B）深夜割増恁金と別に支払っている

深夜割増賃金とは？
深夜時間帯（22時から5時）の勤務に対して，「賃金の1時間あたり単価×深夜労儌時間数に $25 \%$以上を乗じた深夜割増賃金を支払うことが労基法施行規則第20条で定められています。

## 深夜労働の割增賃金の計算式

［基本給の 1 時間単価＋（諸手当の 1 時間単価－法定除外手当の 1 時間単価）］$\times$ 深夜労働時間数（ 22 時から 5 時）$\times 0.25$
（A）


深夜割增賃金と別に定額 の夜勤手当を支払われた場合（B），含めた場合（®） と比較し，1回の夜勤に対 して支払われる賃金の合計額で差が生じる可能性 が高いです。

夜勤手当が「深夜割増賃金として支給する」と給与規定に定められ ている場合は，法定どおり，または それ以上の額になっているかどう か碓認しましょう。

## －夜勤手当額は増加傾向

－2011年の手当額は5年前の水準 から三交代制準夜勤11．8\％，三交代制深夜勤 $11.7 \%$ ，二交代制夜勤 $9.3 \%$ 増

－夜勤回数を多く担う者に対する賃金処遇は 8割以上の病院が実施していない
－夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤手当の増額や加算制度がある病院は 12．1\％
－夜勤専従者に対する特別な手当がある病院は $16.5 \%$

夜勤が一定回数を超えた
場合の夜勤の手当増額や
加算制度などの有無


夜勤専従者に対する特別な手当の有無


夜勤労働における賃金処遇の P O \｜N T夜勤労働の負担に対して賃金処遇を変える際にポイントとなる視点や方法を示しています。手当による処遇，賞与による処遇に加え，社員区分制度の導入などの工夫も考えられます。


## 6．時間外勤務

## －時間外勤務時間と時間外手当の現状

－非管理職の看護職が実際に行った時間外勤務の平均時間は14．1時間

- 実際に時間外手当が支払われた平均時間は8．1時間
- 時間外勤務時間と時間外手当（非管理職）
 （時間外勒務を行たつた非管理牫 $n=725$ ）

- 支給される時間外手当への納得感が低いと離職意向が高い傾向
- 非管理職の看護職に支給される時間外手当に納得していない割合は48．1\％
- 支給される時間外手当に納得していない者が離職を考えている割合は58．5 \％
- 支給される時間外手当に対する納得度（非管理職）（n＝725）




## －前残業の取り扱い

－決められた業務開始時刻より前に出勤して仕事を始める「前残業」を時間外勤務として取り扱っていな い病院は50．1\％

## －勤務時間外の院内研修の取り扱い

－勤務時間外の院内研修を時間外勤務として取り扱っていない病院は43．5\％
－勤務時間外の院内研修の取り扱い $\square$（ $n=3,564$ ）


看護師長の行った時間外勤務に対する時間外手当の支給
－看護師長の行った時間外勤務に対する時間外手当を支給しない病院は40．3 \％
－看護師長の時間外手当の支給（ $n=3,54$ ）


それ以上の時間数してつしてしは放途支給する $2.8 \%$

－前残業の取り扱い（n＝3，644）


出所：2013年「看詜職の夜勤•交代制勤務がイドライン」の普及等に関する実態調查

勤務時間外の院内研修参加が時間外勤務として取り扱われていません。業務扱 いの研修と，自己研さん扱いの研修の目安を教えてください。

勤務時間外の院内研修の取り扱いの考え方
 されます。
1．研修教育の内容が業務そのものか，業務と密接に関連す るものである
2．強制参加か，名目上「自由参加」でも不参加で何らかの不利益措置がある 3．労働安全衛生に関する教育

勤務時間外に行われた上記に該当する研修への参加には，時間外勤務として賃金の支払いが必要です。



中間管理者の時間外手当支給
看謢師長として管理職手当をもらっていても，
（1）部下の人事に関する権限がある
（2）出退勤の自己裁量がある
③）瞕務に見合う賃金を受けている
という要件を全て満たさなければ労働基準法上の「管理監督者」と見なすのは難しく，時間外勤務に対する賃金 （割増賃金•休日割増賃金を含む）の支給が必要です。看護㸬長の瞕責は大変重く，労働時間も スタッフより長い傾向があります。後進の ためにも，看護师長の処遇の適正化を提言してください。

「働いた時間には払う」が時間外割増賃金のルールです

能力の問題で仕事が遅い場合に残業扱いす るのは他の職員に対して不公平ではないか？と いう声があります。しかし，与えられた業務の処理が長引いて時間外勤務をしているのです から，当然時間外勤務として賃金の支払いが必要です。「能力の問題」の例として「新人で仕事に不慣れで段取りが悪い」「電子カルテシス テムの操作が苦手 $\downarrow$ などが挙げられますが，ま ずは丁寧な個別指導を通じて時間外勤務自体の縮減を図りましょう。個々の職員の「能力」 の評価は，本来「人事考課•評価」で行うべきも のであり，「残業扱いするかどうか」とは切り離 して考えます。

